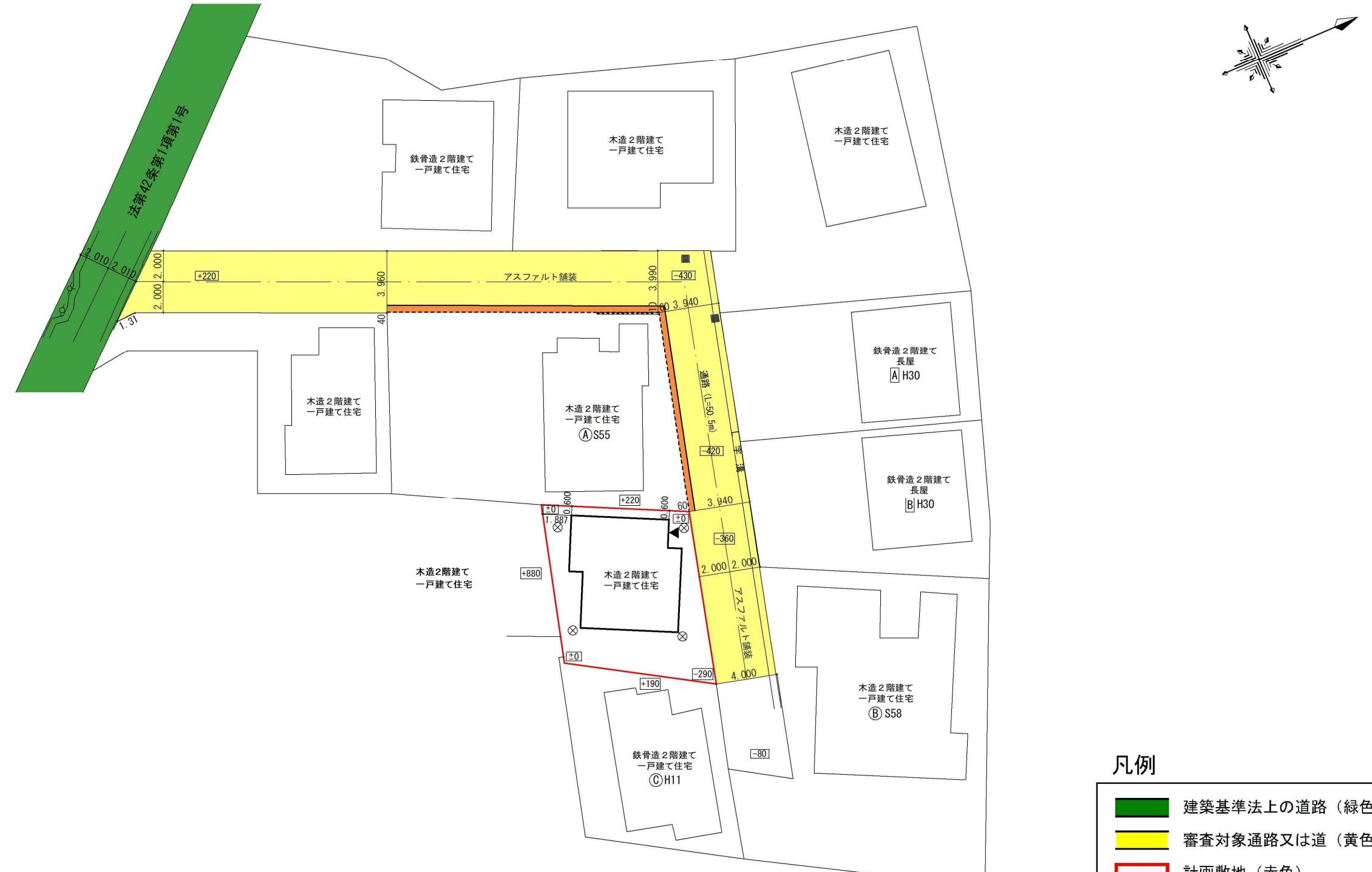


※計画建物は、外壁・軒裏を防火構造
延焼の恐れのある部分の開口部を防火設備
※敷地内の雨水は浸透樹にて処理：



Ⓐ Ⓑ : 審査会の同意を得て許可
Ⓐ Ⓑ Ⓒ : 建築主事によるただし書きで確認

一級建築士 浅野 平光

現況図兼計画図 1 / 300

2

建築審査会 包括同意基準適合表 (O7千都建情第22号)

建築基準法第43条第2項第2号 包括同意基準2-3			
項目		確認欄	備考
規則第10条の3第4項第3号の規定（その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通するものに有効に接すること）に適合する建築物の場合。			
通路に2m以上接する敷地である。		<input type="radio"/>	接道長さ:L=11.38m
(1)	ア 通路は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第2条の規定の施行の際（平成11年5月1日）現に存在する。	<input type="radio"/>	
	通路は一般の交通の用に使用されている。	<input type="radio"/>	
	イ 通路の現況幅員が4.0m以上ある。	—	
	通路の現況幅員が1.8m以上あり、申請に係る敷地について通路の中心線から水平距離2m後退し、かつ、当該通路の全区間について将来4m以上に拡幅することが確実である。	<input type="radio"/>	現況幅員:W=3.964~4.0m
	ウ 通路の延長が60m以内である。	<input type="radio"/>	延長L=50.5m
	通路の両端が道路に接続したものである。	—	
	エ 通路は道路状に整備されている。	<input type="radio"/>	アスファルト舗装
	通路は道路状に整備されることが確実である。	—	
	オ 将来にわたり、幅員4m以上の通路（将来拡幅する部分を含む。）とし、かつ、一般の交通の用に使用することについて関係権利者の承諾がある。	<input type="radio"/>	通行承諾あり:5筆中5筆、土地所有者7名中7名 拡幅承諾あり:1筆中1筆、土地所有者2名中2名
	カ 通路は通路及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝その他の施設を設けたものである。	<input type="radio"/>	敷地内雨水:浸透樹にて処理 通路内雨水:L字側溝にて処理 汚水:公共下水管に放流
(2)	建築物の用途は、一戸建ての住宅、兼用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50m ² を超えるものを除く。）又は延べ面積が100m ² 以下の長屋若しくは共同住宅である。	<input type="radio"/>	一戸建ての住宅
(3)	地階を除く階数は、2以下である。	<input type="radio"/>	2階建て
(4)	建築物は耐火建築物又は準耐火建築物である。 建築物は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分の構造が防火構造で、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の防火設備を設けたものである。	—	
	通路の現況幅員が4m以上ある。	—	
(5)	敷地面積は、100m ² 以上ある。	<input type="radio"/>	敷地面積:S=104.01m ²
(6)	建築物の主要出入口から道に至る幅員0.75m以上の避難上有効な敷地内通路が設置されている。	<input type="radio"/>	
(7)	通路の将来拡幅されることが見込まれる幅員を道路の幅員とみなした場合に法第52条（容積率）の規定に適合する。	<input type="radio"/>	容積率:95.53%≤160%
(8)	通路を道路とみなした場合に、法第56条（斜線制限）の規定に適合する。	<input type="radio"/>	
交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる理由		確認欄	備考
交通上	通行に支障がない。	<input type="radio"/>	アスファルト舗装
安全上	火災等の危険時の避難に支障がない。	<input type="radio"/>	建築基準法の道路まで安全に避難できる経路が確保されている
防火上	火災時の延焼防止等に支障がない。	<input type="radio"/>	延焼の恐れのある部分 外壁・軒裏:防火構造、開口部:防火設備
衛生上	採光、通風に支障がない。	<input type="radio"/>	容積率の制限、斜線制限を満たし、採光、通風に配慮している